

令和5年3月20日
宇都宮市理財部契約課

入札契約制度の見直し等について

本市の入札契約制度につきまして、下記のとおり見直し等を行いますので、お知らせいたします。詳細につきましては別紙を参照してください。

記

- 1 **建設工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げについて**
最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法について見直します。
- 2 **請負代金内訳書の提出について**
法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を必須とします。
- 3 **技術者等の配置要件について**
建設業法施行令の一部が改正されたことに伴い、配置要件金額を見直します。
- 4 **週休2日制工事について**
週休2日制工事について、新たに「発注者指定型」を導入します。
- 5 **総合評価落札方式における低入札価格工事について**
低入札価格調査を経て落札した工事について、対策を強化します。
- 6 **契約約款の改正について**
「請負代金内訳書」、「建設発生土」について改正します。
- 7 **適用日**
令和5年4月1日以降に公告する案件から適用

1 建設工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げについて

建設工事に係る最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法について、以下のとおり改正いたします。

最低制限価格及び低入札調査基準価格の算出基準

改正後	現行
<u>直接工事費の 98%</u>	<u>直接工事費の 100%</u>
<u>共通仮設費の 90%</u>	<u>共通仮設費の 100%</u>
現場管理費の 90%	現場管理費の 90%
<u>一般管理費の 68%</u>	<u>一般管理費の 55%</u>
～ の合計額	～ の合計額
ただし、予定価格の 75%～92% の範囲	ただし、予定価格の 75%～92% の範囲

2 請負代金内訳書の提出について

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を必須とします。

(1) 対象工事

建設工事契約書により契約する全ての工事

(2) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出等

提出期限

契約締結後 14 日以内（契約約款第 3 条に基づき提出）

当初契約時は必ず提出し、変更契約時は発注者が請求した場合に提出

記載内容

- ・ 請負代金内訳書は、工事費内訳書に準じた内容を記載
- ・ 法定福利費額は、工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額の合計額を記載

算出方法

法定福利費額の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等方法により適正に見積もることが必要であり、国土交通省の作成したマニュアルに準拠する等により適切に算出してください。

(3) 法定福利費額の確認

請負代金内訳書に明示された法定福利費額が、発注者が示す法定福利費額の 1/2 未満である場合は、算出根拠を確認いただきます。

確認の結果、誤記等であれば法定福利費額を訂正のうえ請負代金内訳書を提出いただきますが、誤記等ではない旨回答があった場合は、建設業許可部局へ通知します。

3 技術者等の配置要件について

建設業法施行令の一部が改正されたことに伴い、配置要件金額を以下のとおり見直します。

(1) 監理技術者の配置

建築一式工事	1 億円以上
上記以外	9,000 万円以上

(2) 技術者の専任配置

建築一式工事	8,000 万円以上
上記以外	4,000 万円以上

(3) 現場代理人

	兼任可		兼任不可
建築一式工事	4,000 万円未満	4,000 万円以上 1 億円未満 (連絡員の配置が必要)	1 億円以上
上記以外		4,000 万円以上 9,000 万円未満 (連絡員の配置が必要)	9,000 万円以上

4 週休 2 日制工事について

週休 2 日制工事について、「発注者指定型」を導入します。

「発注者指定型」の工事成績評価は以下のとおりとします。

その他の取扱いについては、「受注者希望型」と同様とします。

< 工事成績評価 >

現場閉所の履行実績に応じ、加点を行います。

現場閉所率	発注者指定型
4 週 8 休以上	3 点
4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	加減なし
4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
4 週 6 休未満	

5 総合評価落札方式における低入札価格工事について

低入札価格調査を経て落札した工事について、これまでの対策に新たな項目を加え、対策を強化します。

	項目	内容
継続	契約保証金の増額	契約保証金額は契約金額の100分の20以上
	前金払限度額の減額	限度額は、請負代金額の100分の30以内
変更	低入札価格該当工事の受注制限	工期が重複する低入札価格調査該当工事の受注は1件（上下水道局発注分を含む）まで
新規	下請契約及び支払い状況調査の実施	・低入札詳細調査時に下請契約書等の提出 ・下請代金支払時に領収書の提出 ・不払いが明らかになった場合は指名停止措置
	現場代理人と技術者等の兼任不可	現場代理人と技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）は兼任不可
	粗雑工事における指名停止期間の加重	指名停止措置期間の加重

6 契約約款の改正について

主な改正は以下のとおりです。

- ・建設発生土の搬出先について
- ・請負代金内訳書の提出について
- ・災害に関する工事における損害額の負担
- ・発注者が直ちに契約を解除できる規定